

令和5年度真室川町

# 非課税世帯物価高騰対策給付金 (7万円/1世帯)のご案内

受給には手続きが必要です

- 非課税世帯物価高騰対策給付金(1世帯あたり7万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり7万円

## 給付金の支給時期

町が確認書(または申請書)を受理した日から4週間後が目安です。

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和5年度  
「住民税均等割が非課税」  
の世帯

令和5年1月~12月の収入が  
減少し「住民税非課税相当」  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

町から確認書が届きます  
(要返送)

※一部申請が必要な場合があります

詳しくは裏面「I」へ

**申請が必要です**



申請期間: 令和6年3月29日(金) まで

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

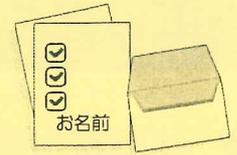
## I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年12月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、町から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、町福祉課福祉係に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ③世帯の中に、住民税未申告又は既に他自治体で同給付を受けた者がいないこと



世帯の中に、令和5年12月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に町福祉課窓口（福祉係）に、直接または郵送でご提出ください。



## II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに町福祉課窓口（福祉係）に、直接または郵送でご提出ください。



収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、町福祉課窓口（福祉係）や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

### お問い合わせ

真室川町役場 福祉課 福祉係

「住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金」窓口

☎0233-62-3436

受付時間 平日8:30~17:15（土日祝及び12/29~1/3を除く）